

令和２年度 札幌市保育人材イメージアップ事業企画業務
業務仕様書

令和２年９月
札幌市子ども未来局支援制度担当部

1 業務名

令和2年度 札幌市保育人材イメージアップ事業企画業務

2 業務概要

保育職のイメージアップを図り保育職を目指す次世代の人材を増やしていくことを目的として、進路や職業選択について考え始める中高生やその保護者、中高生の進路選択を支援する学校関係者をメインターゲットに、保育人材のイメージを向上させる施策の企画・運営を行う。

3 契約期間

契約日（令和2年11月1日予定）から令和3年3月31日

4 業務内容

令和元年度に実施した事業を継続して実施するほか、保育人材のイメージアップに関する新たな施策等の企画・運営（以下、令和2年度追加事業という。）を行うこと（令和2年度追加事業の内容は、企画提案の結果によって札幌市と受託者で協議のうえ決定する）。

また、受託者は決定した事業内容に基づく制作、運営などの業務全般を行い、それに係る連絡調整および費用の支払い等を行うこと。

なお、全ての業務に共通して、令和元年度に当事業において作成したキャッチコピー・シンボルマーク「#WE LIKE 保育!」、イメージキャラクター「ほいくん」等を積極的に活用し、これらの認知度を高めること。

詳細は以下のとおり。

(1) 令和元年度実施事業の継続実施

① 専用ホームページの運用

令和元年度に作成した専用ホームページ「#WE LIKE 保育!」（下記）の運用を行うこと。また、当ホームページの認知度が高まるような仕組みを企画・実施すること。

<http://www2.city.sapporo.jp/welikehoiku/>

② 市場調査

令和元年度と同様、又はそれ以上の規模（昨年度は、高校生250人、中高生の子どもを持つ親150人、一般市民150人）において、保育士への就業志望率、保育士へのイメージ等を調査・分析し、報告書にまとめること。

なお、令和元年度の調査の概要は別紙1を参考にすること。

③ 札幌市の保育人材確保に関する取り組みのPR

札幌市が実施している取り組みについて、札幌市内の認可保育所や幼稚園等で働く保育士、保育教諭及び幼稚園教諭等、並びに保育士資格を有しているものの保育職として働いていない潜在保育士に対して、周知を行うこと。

取り組みの詳細は札幌市ホームページの該当部分（下記）を参照すること。

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/hoikusikakuho/hoikushi.html>

(2) 令和2年度追加事業の実施

① 令和2年度追加事業の内容

保育職に対するイメージアップに繋がる新たな事業の企画を行い、実施すること。

実施にあたっては、本事業の目的である下記2点を盛り込んだ内容にすること。

- ・将来の希望職種として保育職を選択する中高生が増えること
 - ・保育職を選択する中高生の気持ちを後押しする保護者や学校関係者が増えること
- また、対象に対し、下記をはじめとした保育職の魅力等が伝わるようにすること。
- ・「子どもの成長を感じられること」などのやりがい
 - ・資格職で、専門性が高く、社会で必要不可欠な職種であること
 - ・待遇に関するマイナスイメージの払拭

なお、実施手法の提案にあたっては、「目的に対する大きな効果が見込めること」のほか、次年度以降も継続的に実施が可能なものとする。

② 令和2年度追加事業の対象

下記のうち、特にイに対するイメージアップに重点を置くこと。

ア 札幌市内に在住する中高生

イ 札幌市内に在住する中高生の保護者

ウ 札幌市内に所在する中高校の関係者

5 業務費用

10,360千円を上限とし（消費税及び地方消費税の額を含む。）、契約金額は別途決定する。

6 業務体制

受託者は、業務全体を統括し札幌市と連絡・調整等を行う者を1名配置すること。

7 備品等

受託者の負担において確保すること。

8 完了報告書

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の完了報告書及びその成果品を委託者に提出すること。また、受託者は前述の業務実施内容について報告書にとりまとめ、事業終了時に提出する。

作成した報告書はWindows8.1に対応したWord文書で、事後にテキスト修正が可能な状態のデータをCDまたはDVDに保存し納品すること。

なお、キャンペーン期間中、札幌市ホームページ等による広報に使用する場合があるため、業務履行期間中、必要に応じてイラストや写真等のデータを提出すること。デジタルデータは、adobe illustratorCCで加工できるものとする。

9 再委託

- (1) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者に申請すること。
- (2) 再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

10 著作権等について

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は成果物について、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。なお、写真や文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行ったうえで本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにする。
- (4) 当該成果物が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

11 情報の管理について

受託者は、「個人情報保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守して業務を行うこと。

12 業務上のその他の留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後から業務開始までの間に、運営方法等について札幌市と十分に協議し、業務開始日から円滑に運営できるよう努めること。
- (2) 受託者が変更となった場合、変更後の業務の円滑な運営のため、業務内容等に関して引継書による引継ぎを行うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮すること。

1 3 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に係る用品等は札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 業務に係る従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

1 4 その他

- (1) 受託者は本事業の実施に当たり、イベント等を実施した場合、参加者から費用を徴収してはならない。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、札幌市と受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、札幌市から協議の要請があった際は、速やかに協議に応じること。
- (3) 本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
- (4) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合については、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に札幌市へ報告し対応を協議すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議のうえ決定する。

1 5 本件に係る問い合わせ先

札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進担当課 保育推進係

担当：長能（ナガノ）・岡田

電話：211-2346 E-mail：hoiku-suishin@city.sapporo.jp

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目5 大通バスセンタービル1号館3階